

令和6年12月27日  
復 興 庁

## 被災者支援総合交付金 被災者支援総合事業 「心の復興」事業（復興庁交付分）の募集について（令和7年度）

令和7年度被災者支援総合交付金（以下、「本交付金」という。）の被災者支援総合事業のうち、「心の復興」事業の復興庁交付分（以下、「本事業」という。）（※）に関する募集を、以下のとおり実施します。応募をご検討されている法人又は団体は、以下の手順に則ってご応募ください。なお、本事業は、令和7年度予算の成立が前提となりますので、ご注意ください。（※）法人又は団体が事業主体となり、復興庁に直接交付申請を行うもの。

令和6年3月に閣議決定された現行の基本方針において、地震・津波被災地域は、「第2期復興・創生期間」が終了する令和7年度までに「復興事業がその役割を全うすることを目指す」とされています。

また、原子力災害被災地域につきましては、「第2期復興・創生期間」以降も、引き続き、国が前面に立って取り組むこととされておりますが、基本方針にございますとおり、令和7年度内に、復興事業全体の在り方の見直しを行う予定でございます。これらを踏まえて、本事業にご応募いただきますようお願いいたします。

### 1. 事業の目的

避難生活の長期化に伴う課題の複雑化・困難化や、災害公営住宅等への移転後の住民の新たなコミュニティづくりなど復興のステージに応じた新たな課題が生じていることを踏まえ、被災者が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、「心の復興」事業の実施に必要な支援をすることを目的とします。

### 2. 事業の内容

災害公営住宅等における新たなコミュニティの形成、既存のコミュニティとの維持・融合や、閉じこもりがちの高齢被災者等の孤立防止などが重要な課題となっていることから、以下のような取組により、被災者自らが主体的・継続的に事業に参画し、活動する機会を創出することを通じて、被災者が、他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援する取組等の促進を図ります。

これらの取組の中で、被災者自らが事業の企画・運営に携わるなど、一過性のものではなく継続的かつ主体的に取り組むことによって、復興事業が終了した後も、被災者による自主的な活動に繋げていくことを促すものであることが求められます。

(事業内容の例)

- ・ 避難先などにおける被災者や地域住民との交流を目的とした家庭菜園や、収穫されたものの試食会などを実施するもの
- ・ 被災者が主体となって手作りグッズの製作・販売等を行うことで、被災者の生きがいつくりにつながるもの
- ・ 被災者の生きがいつくりを目的とした活動として、震災を伝承する機会を創出するもの
- ・ 避難者が主体的に参画することにより、避難者同士の交流や、避難先における新たなコミュニティづくりに資するもの

### 3. 対象者

本事業の対象者は、地震・津波被災地域及び原子力災害被災地域における被災者（主に応急仮設住宅や災害公営住宅等に居住する方）や地震・津波被災地域及び原子力災害被災地域の被災者であって、当該地域以外で避難生活を送っている方を対象とすることを原則としますが、被災者の生きがいつくりのために効果的な取組が行われるよう、避難先地域等に関係する地域住民の参画も可能とします。

### 4. 実施主体

実施主体は、内閣総理大臣が本事業の適切な運営を確保できるものとして認める法人若しくは団体となります（法人格の有無、営利・非営利を問いません。複数の法人・団体・個人が任意団体を結成し、申請することも可能です。企業単独や自治会の連合体などによる応募も可能です）。

本事業に基づく取組は、原則として、本事業を申請された法人又は団体が自ら行うようにしてください（実施主体が複数の団体・法人・個人から構成される場合には、その構成員の役割分担を明示してください）。なお、1団体が同一年度に申請できる事業は1事業に限ります。

## 5. 事業対象期間（予定）

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※本交付金の対象となるのは、原則、交付決定日以降の経費となります。

※交付決定前であっても、復興庁の承認を得た場合は事前に本事業に着手することも可能です。その場合、本交付金の対象となるのは交付決定前着手承認通知書における承認日以降に発生する経費のみとなります（詳しくは交付決定前着手の手続時にご案内します）。

## 6. 対象事業として必要な点

別紙「『心の復興』事業の対象事業として必要な点」をご参照いただき、本事業として効果の高いと考えられる事業をご提出ください。

岩手県、宮城県、福島県及び県内市町村（以下、「被災自治体」という。）においても、「心の復興」事業の募集を行っている場合がありますので、単一の被災自治体のみで取組を実施する事業につきましては、当該被災自治体にお問い合わせいただいたうえで、募集の有無や募集時期等についてご確認ください。

なお、審査に当たり、被災自治体などの取組との連携について、被災自治体などに復興庁から確認を行う場合があります。そのような場合、申請団体や事業内容に関する情報を被災自治体などに提供することもありますので、あらかじめご了承ください。

## 7. 対象となる経費の範囲

ア 当該事業に要する経費（実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事費（工事費の支出は、効果的な取組の実施のために、復興庁が必要であると認める場合に限る）、使用料及び賃借料、備品購入費等）とします。

補助対象となる経費についての詳細は、「被災者支援総合交付金交付要綱（復興庁）」（以下「交付要綱」という。）別紙「被災者支援総合交付金による『心の復興』事業の実施について」に定めていますので、ご参照のうえ、本事業にご応募いただきますようお願いいたします。

※領収書が未提出の場合や、客観的に支払いを確認できない場合については交付の対象となりません。

イ 事業費の上限額は 350 万円です（地震・津波被災地域を対象とする事業と原子力災害被災地域を対象とする事業の合算額）。上限額を超えて申請される場合は、上限額を超過せざるを得ない理由、事業の対象となる被災者の人数、「心の復興」事業としての効果等を基に、選定委員会において審査します。なお、下限額は 100 万円とします。

事業費の算出にあたっては、これまでの本事業に係る取組の実施状況、本事業の実施主体となる法人又は団体の運営体制等を考慮し、適正な規模でご応募ください。

ウ 本事業の実施主体となる法人又は団体が、本事業を実施するために締結するいかなる契約においても、契約の相手方に本事業の主たる内容を一括して実施させることは認められません。なお、構成員以外の第三者への実施業務の一部委託については、あらかじめ復興庁の承認を得た場合のみ行うことができます（印刷等といった軽微な業務委託については、承認をとる必要はありません）。

## 8. 事業計画の作成及び提出

本事業の実施主体となる法人又は団体は、所定の様式を用いて事業計画書を作成いただき、復興庁あてにご提出ください。様式の作成に当たり、以下の事項にご留意のうえ、事業内容等を簡潔・明瞭にご記入ください。所定の様式は、復興庁ホームページに掲載しておりますので、復興庁ホームページよりダウンロードして用いてください。

※様式は「被災者支援総合交付金実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）の「様式1-3 添付書類「b」[心の復興][団体用]」の各様式（以下、「要綱様式」という。）となります。

※実施要綱及び本事業の様式は、必ず最新のものをご使用ください。

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/kouhukin/20160425191924.html>

※事業計画の作成については、交付要綱別紙「被災者支援総合交付金による『心の復興』事業の実施について」及び別添「積算内訳 記入上の注意事項」をご確認ください。

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/kouhukin/20160425192808.html>

※令和7年度より、地震・津波被災地域を対象とする事業（地震・津波被災地域からの県外避難者を含む。）と原子力災害被災地域を対象とする事業（原子力災害被災地域からの県外避難者を含む。）のそれぞれについて、本事業にかかる様式を別に用意しておりますので、ご注意ください。両地域を対象とする事業を実施される場合は、恐れ入りますが、両様式にそれぞれご記載ください。

①要綱様式 被災者支援事業計画（表紙）（Excel形式）：表紙

事業名、申請額、対象地域、法人又は団体名、法人又は団体の代表者の役職・氏名、問合せ先について記載し、ご提出ください（最大1ページ以内とします）。

**②要綱様式 被災者支援事業計画（１－１）**（Excel 形式）：事業内容

事業の目的・概要、事業の効果・特徴、自治体や地域との連携、事業への参加見込人数、事業内容（令和7年度の取組）、事業に必要な経費についてご記載ください。

事業内容は、事業計画（１－２）との整合性に留意しつつ、事業の具体的な内容を簡条書きでご記載ください（目安として10ページ以内とします）。

**③要綱様式 被災者支援事業計画（１－２）**（Excel 形式）：事業スケジュール

事業対象期間に実施しようとする取組の実施スケジュールについて、記載例をご参考としていただき、②の事業計画（１－１）に記載した取組ごとに分け、事業計画（１－１）と内容に齟齬が発生しないようにご記載ください（最大2ページ以内とします）。

**④要綱様式 被災者支援事業計画（２）**（PowerPoint 形式）：事業の概要

事業計画（１－１）等に記載された事業の内容（事業の目的・概要、効果・特徴、成果指標、令和7年度の取組内容等）について、具体的にご記載ください。「事業工程表」の財源欄に自己資金等の交付金以外の財源を記載する場合は、「心の復興」事業の運営に充てる見込額をご記載ください（「心の復興」事業以外の事業の運営経費等となる財源の記載は不要です）。

継続事業の場合、「これまでの成果」欄の記載が必要となりますので、令和6年度内に実施した「心の復興」事業の成果を具体的にご記載ください。また、成果の記載に当たっては、令和6年度の事業計画に記載いただいた取組ごとの参加見込人数について、その実績数を必ずご記載ください（最大2ページ以内としますが、「これまでの成果」欄の実績の記載が収まらない場合は、別紙（任意様式）をご提出ください。）。

※原子力災害被災地域を対象とした事業を実施する場合は、令和8年度以降の取組についても、ご記載ください。なお、令和8年度以降の事業にかかる財源を記載いただくに当たり、本交付金の今後の取扱いは未定であることにご留意ください。

**⑤要綱様式 被災者支援事業計画（３）**（Excel 形式）：法人又は団体の概要等

法人又は団体の概要及び実施体制図をご提出ください。実施体制図は、構成団体間の役割分担（代表団体及び構成団体、協力団体等との役割分担など）が分かるようご記載ください（最大2ページ以内とします）。

**⑥その他審査に必要な資料**（任意様式）

法人又は団体の概要が分かる資料（定款や履歴全部事項証明書、令和6年度の収支報告書又は予算書、令和5年度の決算報告など当該法人・団体の財政規模や状況が分かる資料、直近の事業報告、過去の関連事業の実績など、本事業の適切な運営が確保できるかどうかについて確認できるもの）を参考資料としてご提出ください。

本事業継続団体において、令和6年度選定委員会において指摘事項があった場合は、当該指摘事項への対応状況も併せてご提出ください。

## 9. 募集期間等

### (1) 募集期間

#### ○ 募集期間

令和6年12月27日(金)～令和7年1月20日(月)

#### ○ 提出期限

令和7年1月20日(月) 17時(必着)

※不備があるもの、期限後に提出があったものは受付できませんので、ご注意ください。

### (2) 提出方法

以下の提出物(①)を提出先(②)に電子メール(又は郵送)でご提出ください。  
なお、可能な限り、提出物については電子メールにてご提出ください。

#### ① 提出物

##### ・事業計画(表紙)～事業計画(3)

(各々の事業計画について、8.に記載のデータ形式(Excel形式およびPowerPoint形式)にて提出)

各ファイルのタイトルは、以下のとおりとしてください。

※「」内のみファイルのタイトルとしてください。

「事業計画(1)(3)\_【団体名】」.xlsx、

「事業計画(2)\_【団体名】」.pptx

##### ・参考資料

(すべて結合し、一つのPDFファイルにまとめて提出)

ファイルのタイトルは、以下のとおりとしてください。

※「」内のみファイルのタイトルとしてください。

「添付資料\_【団体名】」.pdf

#### ② 提出先

E-mail: [g.kokoro.fukko.f5s@fukko.go.jp](mailto:g.kokoro.fukko.f5s@fukko.go.jp)

※電子媒体の使用可能なソフトは、「Microsoft Word2024」「Microsoft Excel2024」「Microsoft PowerPoint2024」以前の形式に限ります。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館10階

復興庁 被災者支援・医療福祉班

(復興庁「心の復興」事業 担当) 宛

※郵送の場合は、封筒の表に「『心の復興』事業応募書類在中」とご記載ください。

## 10. 事業計画提出後の手続

### (1) 事業計画の審査、内定（交付可能額通知）

提出のあった事業計画は、選定委員会を開催し、審査を行います。具体的には、外部有識者等の意見を踏まえ、事業内容に関するもの、事業経費の積算等に関するもの、当該法人・団体の体制や財務面に関するものなどについて審査します。審査完了後、選定結果をご連絡（交付可能額通知）します。審査結果により、申請金額が増減する場合がありますのでご承知おきください。

なお、本審査は、原則、書面での審査となりますが、事業内容の実現可能性や実効性等を確認するため、審査期間中に、復興庁から当該法人・団体に対して、事業の内容等について個別に問い合わせをしたり、ヒアリングを行ったりする場合があります。また、ご提出いただいた事業計画の内容等について、記載内容の修正等をお願いする場合がありますのでご留意ください。

### (2) 交付申請、交付決定及び取組実施

選定された団体におかれましては、審査結果を踏まえて必要に応じて事業内容や経費を精査いただき、交付申請を行っていただきます（提出期限等詳細については改めてお知らせします）。ご提出いただいた事業計画書等を復興庁で再度審査し、記載内容の修正等をお願いする場合がありますため、選定結果の連絡（交付可能額通知）における金額と交付決定額が一致しない場合もありますので、ご承知おきください。

なお、選定結果の連絡（交付可能額通知）後、復興庁の承認を事前に受けることで令和7年度事業に着手することが可能となる事前着手申請を受け付けますが、会計法令に基づく正式な交付決定手続が完了するまでは、何ら復興庁と契約関係が生ずるものではありませんのでご留意ください（詳細については改めてお知らせします）。

### (3) 実績の報告

事業完了後、当該年度末に事業の実績、事業に要した経費などについてご報告いただき、翌年度4月に前年度事業費の精算を行います。なお、取組の実施期間においても、事業の進捗状況について報告を求めることがあります。

実績をご報告いただく際に、事業の実績や経費の支出を証明する書類が必要となります。関係書類や領収書等は内容が明確なものを実績報告まで適切に保管いただきますようお願いいたします。

## 11. 問い合わせ先

事業内容や応募様式の記入方法に関するご不明な点については、以下にお問い合わせください。

【問合せ先】

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館 10 階

復興庁 被災者支援・医療福祉班 萱沼・佐々木

E-Mail : g.kokoro.fukko.f5s@fukko.go.jp

TEL : 03-6328-0271 (受付時間 : 平日 9:30~18:15)

FAX : 03-6328-0229

E-mail または FAX (任意様式、ただし規格は A4 版) でお問い合わせの場合は、件名 (題名) を必ず「『心の復興』事業」とご記入いただき、回答送付先の組織名 (部署名)、担当者の氏名、連絡先 (E-mail または FAX) を必ずご記載ください。

【問い合わせの受付期間】

令和 6 年 1 2 月 2 7 日 (金) 午前 9 時 3 0 分~令和 7 年 1 月 2 0 日 (月) 正午

1 2. その他

- ・ ご使用いただく言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 資格のない者が提出した書類、提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該申請を無効とします。
- ・ 必要書類の作成や提出に係る費用及び個別ヒアリングに要する旅費等は、申請者でご負担いただきます。
- ・ 提出書類は、原則返却しません。
- ・ 採択された事業に係る関係書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号) に基づき、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該法人等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないもの等については、開示対象となる場合があります。
- ・ 事業の採択結果については、復興庁ホームページへの掲載や報道機関への情報提供等により広く公開される予定です。また、採択された事業に係る関係書類についても同様の取扱いとする場合があります。